

財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体では財政健全化に関する各指標及び公営企業会計に係る資金不足比率の公表が義務付けられています。

なお、比率がひとつでも基準を上回った場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し財政の健全化を図ることとなります。

1 健全化判断比率

健全化判断比率は次の4つの指標をいいます。

- ①実質赤字比率 … 一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率 … 全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率 … 一般会計等が負担した実質的な公債費が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める割合

令和3年度健全化判断比率

	健全化判断比率(%)	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	14.3	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がないため「—」で表示

2 資金不足比率

公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合で、資金不足額とは実質赤字額に相当します。

令和元年度資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	
温泉事業特別会計	—	

※全会計において資金不足（赤字）が生じていないことから「—」で表示

【用語解説】

1 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう一般財源の規模

※標準財政規模＝標準税収入（町税や地方譲与税等）+普通地方交付税+臨時財政対策債発行可能額

2 実質赤字比率

一般会計等（本町は一般会計と歯科施設特別会計が該当）の実質収支が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の割合

3 連結実質赤字比率

一般会計と特別会計の実質収支の赤字額（資金不足額）の合計が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の割合

4 実質公債費比率

一般会計等が負担した元利償還金、債務負担行為及び特別会計や一部事務組合等への繰出等に含まれる元利償還金相当額の合計の標準財政規模に対する割合

5 将来負担比率

一般会計等が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する割合

6 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合

利尻富士町の対象会計

